契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	雲井通５歩道橋撤去工事

工事概要

歩道橋本体撤去工　１式
付帯工　　１式

契約変更の理由

１．信号移設工の施工について、国土交通省や所轄警察署（葺合署）と協議をする中で、交通規制による影響を抑えるために現況車線数を確保するように要請があった。このため、バス停の移設や区画線工等の施工が必要となり増工となる。
２．歩道橋に添架されている照明が歩道橋撤去に支障となることから照明の撤去及び歩道橋前後の道路照明灯配線の移設が必要となり増工となる。
３．国土交通省と協議を進める中で、撤去する歩道橋の床材、橋脚吹付部のアスベストや塗膜に含まれる有害物質（PCB、鉛、クロム）の有無を調査するよう要請があり、増工となる。
４．３の調査結果から、塗膜に含まれる鉛が基準値を超えており、歩道橋の橋桁や橋脚など部材を産業廃棄物として処理する必要が生じ増工となる。